

熊本市水道１００周年史制作等業務委託基本仕様書

１ 業務名

熊本市水道１００周年史制作等業務委託

２ 目的

本市の水道事業は、大正１３年（１９２４年）１１月２７日に通水を開始して以来、令和６年（２０２４年）に１００周年を迎えた。

そこで、これまでの足跡を記録し、水道事業に関わる先人たちの苦労や業績を後世に継承するとともに、市民や水道事業関係者に対し、これまでの本市の水道事業の歩みを共有するために、周年史を制作する。

３ 履行期間

契約締結日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで

４ 業務内容

（１）『熊本市水道８０年史』の電子データ作成

既に制作している『熊本市水道８０年史』について、次に示す条件により、電子データを作成し、納品すること。なお、当該データは、既刊「熊本市水道８０年史」についてOCR（光学文字認識）等処理を行い、全文検索が可能な状態でテキスト化すること。誤認識・文字抜け等が生じた箇所については、修正を行い、可読性および検索性の高いデータを納品すること。

ア 委託者から『熊本市水道８０年史』を提供する。（分解可）

イ ７４９ページ

（２）『熊本市水道１００年史』の制作

次に示す条件により、電子データを作成し、納品すること。

ア 直近２０年間の事象等に関し、受託者が執筆に必要と思われる資料収集について、委託者にヒアリングを実施し、委託者から提供する資料又は受託者が独自で収集した資料に基づき、１００ページ程度（写真や図表を含み、レイアウトした状態で１００ページ程度とする）の原稿を執筆すること。なお、目次については委託者及び受託者における協議により構成すること。

熊本市水道８０年史の第２部「通史編」で記載している内容以降の２０年分を執筆するイメージであり、当該８０年史の記述内容について編集等を行う必要はない。

執筆に関しては、草稿段階で委託者に確認のうえ、修正・清書と段階を経て完成させること。

- イ 作成した原稿を編集会議（仮称）等で協議ができるように、編集・デザイン・レイアウト等必要な作業を行うこと（原稿が概ね完成後）。その際に、既刊の『熊本市水道８０年史』の文体や体裁を意識して、統一感を持たせるように作成すること。
- ウ 作成した原稿及び編集会議等での意見を踏まえた修正を行った場合、委託者への提出前に、受託者は必ず内部校正を行うこと。また、校正は受託者が行い、第三者への委託は行わないこと。
- エ (1)で作成したデータと、(2)ア及びイで作成したデータを結合・編集し、目次などを施し『熊本市水道１００年史』としてまとめること。
- オ 目次（しおり）を付すとともに、目次の各項目に対して、対応するページへのハイパーリンクを設定すること。
- カ 委託者が開催する「編集・編纂を目的とした会議（全１０回程度）」に出席すること。
- キ 使用する写真について、委託者の指示に従い加工・修正を行うこと。
- ク 原稿は、Ａ４縦２段組 ２２字×３９行×２段＝１，７１６字/頁で作成すること。

(3) 資料のアーカイブ化

本業務に使用した資料について、次に示す条件により、整理すること。

- ア 写真や図面等も含めてデジタル化すること。（１，２００点程度を想定）
- イ デジタル化したデータを分かりやすく整理すること。
- ウ 再利用が可能な形式でアーカイブ化すること。
- エ 納品にあたっては、長期間の保存に耐えうる媒体に保存すること。

5 成果品

- (1) 『熊本市水道８０年史』データ 一式
- (2) 『熊本市水道１００年史』データ 一式
- (3) 資料アーカイブデータ 一式

6 納入期限

令和８年（２０２６年）３月３１日

7 納品場所

熊本市上下水道局総務部経営企画課

8 著作権等

別紙「特許権及び著作権等に関する特記事項」を参照すること。

9 特記事項

- (1) 受託者は、本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、現場責任者（正）、現場責任者（副）及びスケジュール等を明確にすること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに委託者と業務全般の協議を行うこと。
- (3) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (4) 受託者は、次のとおり委託者に業務の進捗状況を報告しなければならない。
 - ア 資料収集、執筆、編集などの各工程で事務局に対してメール、電話等で随時報告を行うこと。
 - イ 業務完了後に完了報告書を作成すること。
- (5) 受託者は、委託者が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (6) 受託者は、委託者と打ち合せや会議を行った都度、その内容について受託者が任意の様式において打合せ記録簿に記録のうえ7日以内に委託者へ提出し、相互に確認しなければならない。
- (7) 受託者は、委託者から貸与する資料を丁重に取り扱うとともに、紛失、破損等が起こらないよう注意すること。万一、資料等を紛失、破損させた場合は速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。資料等の返却に当たっては、必ず委託者の確認を受けること。また、受託者は、本業務に当たり資料を複製する場合は、事前に委託者に届け出て了承を得ること。
- (8) 受託者は、業務履行に当たり、関係諸法令、条例、規則、委託者の諸規定等を遵守すること。
- (9) 受託者は、委託者への報告を必要とする事項及びその他委託者が定める事項について、書面により提出すること。
- (10) 本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、交通費、通信費などの必要な費用については、受託者の負担とする。
- (11) 本業務により得られた成果、資料、情報等については委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、遺漏してはならない。なお、作業が完了した後、複製品等は受託者の責任で保管又は処分すること。
- (12) 成果物納入後に発生した受託者側の責に帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者負担とする。
- (13) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議し決定する。

特許権及び著作権等に関する特記事項

(知的財産権)

第1条 受託者は、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（以下「知的財産権」という。）について、第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に知的財産権の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(権利非侵害の保証)

第2条 受託者は、成果物の本契約に従った利用が第三者の一切の知的財産権を侵害しないことを保証する。

(紛争報告義務)

第3条 成果物が第三者の知的財産権を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じ、又は生じるおそれがある場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

(紛争解決義務)

第4条 前条の場合、受託者は、受託者の責任と費用負担において、当該紛争を解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(再委託等における順守事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得て、契約の履行について、第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、本特記事項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、成果物の全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、受託者が当該著作権の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者が均等に共有するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第7条 委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又

は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作権者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

（成果物の利用）

第8条 受託者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、委託者が承諾した場合には、成果物を使用若しくは複製し、又は業務で作成された成果物の内容を公表することができる。

（成果物の第三者提供）

第9条 受託者は、第6条ただし書の規定により共有となった成果物に関する権利を第三者に許諾又は譲渡する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

（通知義務）

第10条 受託者は、契約書記載の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて委託者に通知しなければならない。

（協議事項）

第11条 前条の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定める。